## 1 審議会の結論

令和2年10月20日付けの「人事課が保有する審査請求人に関する全ての情報(平成〇年〇月〇日付け文書訓告に関する情報)」についての保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対して、令和2年11月2日付けで宮崎県知事(以下「実施機関」という。)が行った保有個人情報不開示決定(以下「本件決定」という。)については、別表に示す部分は開示すべきであるが、その他の部分については、不開示が妥当である。

# 2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、開示を求める。

### (2)審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね 次のとおりである。

ア 文書訓告の内容と自分の見解に相違があり、その検証をするために開 示が必要である。

イ 聴聞の内容を開示しないことに疑問を感じる。

ウ 文書訓告に記載のあるホームページの件について、弁明の機会を与え られておらず不当であり、その確認をするために開示が必要である。

エ 訓告に記載してある内容は事実誤認である。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示とした保有個人情報

人事課が保有する審査請求人に関する全ての情報 (平成〇年〇月〇日付け文書訓告に関する情報)

#### (2) 不開示とした理由

ア 本件請求に関しては、宮崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第7号オ(人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報)に該当することから、不開示としたものである。

イ 不開示とした情報は、文書訓告に係る処分等の過程が分かる情報であ

り、これを開示することで、当該情報が県職員に伝わるおそれが否めない。

ウ 県職員が処分等の過程を知ることによって、処分の事前対策を講じることが可能になり、処分の原因となる事実を解明することが困難になるばかりか、誤った事実で処分をするおそれもあることから、将来にわたって公正かつ適切な処分の実施が困難となり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

## 4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論について

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書の提出はなかった。

## 5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年	月		日	審	議	0)	経	過	
令和	3年	7月	6 日	諮問を受け	た。				
令和	3 年	7月2	28日	諮問の審議	きを行っ	た。			
令和	3年1	0月1	15日	諮問の審議	きを行っ	た。			
令和	3年1	2月1	17日	諮問の審議	を行っ	た。			

## 6 審議会の判断理由

## (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日付けで審査請求人が受けた 文書訓告に関する記録であり、審査請求人の文書訓告に係る当時の所属長 への依頼文(以下「資料1」という。)、審査請求人に当時聴取した内容 が記載されている事情聴取調書(以下「資料2」という。)及び審査請求 人に対する処分量定の検討に係る文書(以下「資料3」という。)が該当 する。

なお、審査請求人が受けた文書訓告の内容については、本件決定と同日付で別途開示決定されている。

### (2) 審議会における審査方法について

当審議会は、条例第48条第1項及び第4項に基づき、インカメラ審理 (実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審 議会の委員が本件決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと)を 行うとともに、実施機関の出席を求め、不開示部分に関する説明を聴いた 上で、本件決定の妥当性について審議した。

## (3) 条例の規定について

ア 条例第17条第2号 (開示請求者以外の個人に関する情報)

- (ア)条例第17条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報 (…)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他 の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別す ることができることとなるものを含む。)…又は開示請求者以外の特 定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開 示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」で、た だし書に掲げる情報を除くものを不開示情報として規定している。
- (イ) 同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等(…) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の うち、当該公務員等の職及び氏名(…) 並びに当該職務遂行の内容に 係る部分(開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害 するおそれがあるものを除く。)」と規定している。
- イ 条例第17条第7号(行政の事務事業に関する情報)
  - (ア)条例第17条第7号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるものに該当するもの」 を不開示情報として規定している。
  - (イ) 「次に掲げるもの」として、「オ 人事管理に係る事務に関し、公 正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」を規定し ている。

### (4) 本件決定の妥当性について

本件対象保有個人情報に係る本件決定の妥当性について検討する。

ア 条例第17条第7号オの妥当性について

条例第17条第7号オの規定する「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの」とは、例えば、勤務評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められることが、当該情報を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できることを意味する。

本件対象保有個人情報については、同号オに基づいて直ちに不開示となるものではなく、個々の事例ごとに、開示することにより保護される

利益と、開示しないことにより保護される利益を比較衡量して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる場合は不開示とすることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

同号オの妥当性について、資料ごとに検討する。

(ア) 資料1は、審査請求人の文書訓告に関して、当時の所属長に対し、 審査請求人への指導を依頼したものである。

当審議会にて資料1を見分したところ、別表に示す部分については、審査請求人が受けた文書訓告に係る内容及び理由等が記載されている。当該部分については、実施機関の検討内容等を含まない客観的な事実であり、審査請求人が明らかに知り得ていると認められる情報であるため、開示することによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは認められないと判断されることから、開示が妥当である。

ただし、資料1の1行目については、実施機関の説明を聴いた結果、 人事管理上、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ があると認められることから、不開示が妥当である。

(イ) 資料2は、文書訓告に係る事案について、審査請求人に実施機関が 事情聴取した記録である。

当審議会にて資料2を見分したところ、別表に示す部分については、審査請求人の発言内容が記載されている。審査請求人自身の過去の行動に関する事実など、実施機関の評価や意見を含まない客観的な事実に関する内容であり、審査請求人が明らかに知り得ていると認められる情報であるため、開示することによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすとは認められないと判断されることから、開示が妥当である。

ただし、資料2の実施機関による審査請求人への質問部分については、実施機関の説明を聴いた結果、この情報を開示することにより、将来、同種の事案が発生した際に事情聴取を行う場合、実施機関が行う評価の着眼点及び手法が類推され、被聴取者が聴取内容を事前に想定できる可能性があり、自己に不利な評価を受けることを免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねないため、開示することによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められることから、不開示が妥当である。

また、実施機関及び直属の上司の評価や意見に係る部分については、 事情聴取に係る意見や人事管理における検討事項が含まれており、開 示することにより、今後、処分の決定に当たって、職員が率直な発言 を控えるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあ ると認められることから、不開示が妥当である。

なお、資料2には、事情聴取に関係する職員の氏名である、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。当該部分について、実施機関の説明を聴いた結果、その情報を開示することにより、条例第17条第2号に規定する当該関係職員の権利利益を害するおそれがあると認められる。よって、当該箇所については、同号オではなく、条例第17条第2号(開示請求者以外の個人に関する情報)に基づいて不開示とすることが妥当である。

(ウ) 資料3は、審査請求人に対する文書訓告に係る内容や理由、対応経 過等が記載されている。

当審議会にて資料3を見分したところ、審査請求人の氏名や処分の 内容及び対応経過等については、実施機関の意見等を含まない客観的 な事実であり、明らかに審査請求人が知り得ていると認められる情報 であることから、別表に示す部分については開示が妥当である。

ただし、処分内容の検討過程及び審査請求人の上司に対する管理監督責任の検討過程については、実施機関の判断や処分の決定等に関するものであるため、これらを開示することにより、人事管理上、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示が妥当である。

## (5)審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、文書訓告に記載のある内容は事実 誤認である等主張するが、審査請求人のその他の主張については、当審議 会で判断し得るところではない。

### (6)結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表) 不開示とされた情報のうち、当審議会において開示すべきと判断した箇所

文書名	開示すべき部分			
資料1	1 行目を除く部分			
		1行目から5行目まで		
		7 行目		
		9行目から10行目まで		
		12行目から17行目まで		
		19行目から22行目まで		
	1ページ	2 4 行目		
		2 7 行目		
		30行目から31行目		
		33行目から34行目		
次业日		3 6 行目		
資料 2		3 8 行目		
		40行目		
		3行目1文字目及び4文字目から7文字目		
		7行目から8行目		
		10行目から12行目		
	0.00	15行目		
	2ページ	17行目		
		19行目		
		21行目から25行目		
		2 7 行目		

文書名	開示すべき部分		
	2ページ	29行目から30行目	
		3 2 行目	
		35行目から36行目	
		3 8 行目	
		4 0 行目	
		4 2 行目	
		2 行目から 3 行目	
		5 行目	
		7 行目	
		10行目から12行目	
		14行目から行頭から29文字目	
資料 2		14行目32文字目から19行目1文字目	
	3ページ	19行目4文字目から7文字目	
		2 1 行目	
		23行目1文字目及び4文字目から7文字目	
		27行目から32行目	
		34行目から35行目	
		37行目から39行目9文字目	
		39行目12文字目から40行目	
	4ページ	1 行目	
		3 行目	
		5 行目	
		7 行目	

文書名	開示すべき部分		
資料 2	4 ページ	9行目	
		1 2 行目	
		14行目から16行目	
		20行目から21行目1文字目	
		21行目4文字目から7文字目	
資料 3	1ページ	1行目から18行目	
	2ページ	15行目から26行目	